

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市犯罪被害者等支援条例（案）
意見募集の趣旨	犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び施策の基本となる事項等を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて桐生市犯罪被害者等支援条例（案）を作成したので、市民の意見を募集するもの。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和5年11月20日（月）～12月19日（火）
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所2階地域づくり課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所地域づくり課あて送付してください。※郵送の場合は当日消印有効です (3) ファクシミリ・・・0277-48-9009へ送信してください。 (4) 電子メール・・・chiikizukuri@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	特になし
担当	市民生活部 地域づくり課 女性活躍・多文化共生担当 電話 0277-46-1111（内線 317）
備考	・ 結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表はしません。 ・ 個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。 ・ 提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。